

IBM Services Procurement on Cloud

ご利用条件 (以下、「ToU」といいます。)は、この「IBM ご利用条件 – SaaS 特定オファリング条件」(以下、「SaaS 特定オファリング条件」といいます。)、および以下の Web サイトでご覧いただける「IBM ご利用条件 – 一般条件」(以下、「一般条件」といいます。)という表題の文書で構成されています

(<http://www.ibm.com/software/sla/slabd.nsf/sla/tou-gen-terms/>)。

両当事者間の完全な契約は、「IBM パスポート・アドバンテージのご契約条件」、「IBM パスポート・アドバンテージ・エクスプレスのご契約条件」または「IBM SaaS 特定オファリングのご契約条件」(該当する方。以下、「本契約」といいます。)および「ToU」で構成されます。「一般条件」とこれらの「SaaS 特定オファリング条件」の間に相違がある場合、「SaaS 特定オファリング条件」が「一般条件」に優先するものとします。

お客様は、あらかじめ本「ToU」に同意する場合に限って、「IBM SaaS」を利用することができます。「IBM SaaS」の注文、そのアクセスまたは利用により、お客様は「ToU」に同意したものとみなされます。これらの「SaaS 特定オファリング条件」を提示された後で「同意する」ボタンをクリックすることにより、お客様は「一般条件」にも同意したものとみなされます。

お客様に代わって「ToU」に同意する場合は、お客様に「ToU」を遵守させる全権限を有していることを表明および保証するものとします。「ToU」に同意しない場合、またはお客様に「ToU」を遵守させる全権限を有していない場合は、いかなる方法でも、「IBM SaaS」を利用してはならず、「IBM SaaS」において提供される機能に参与することもできません。

第 1 章 – IBM 条件

1. IBM SaaS

以下の「IBM SaaS」オファリングは、これらの「SaaS 特定オファリング条件」の対象です。

- IBM Emptoris Services Procurement on Cloud
- IBM Emptoris Services Procurement on Cloud for Non-Production Environment

2. 課金単位

「IBM SaaS」オファリングは、以下の課金単位に従って販売されます。

- 「インスタンス」は、「IBM SaaS」を取得する際の課金単位です。「インスタンス」とは、特定の構成の「IBM SaaS」へのアクセスです。お客様の「証書 (PoE)」または「取引文書」に定める課金期間中にアクセスおよび使用することが可能な「IBM SaaS」の「インスタンス」ごとに十分な使用許諾を取得する必要があります。
- 「100 万支出変換単位 (MSCU)」は、「IBM SaaS」を取得する際の課金単位です。「支出変換単位 (SCU)」は、「IBM SaaS」の使用許諾に関連する「支出」金額の通貨に依存しない測定単位です。通貨固有の「支出」金額は、http://www.ibm.com/software/licensing/conversion_unit_table に掲載されている表に従って、「MSCU」に変換する必要があります。お客様の「証書 (PoE)」または「取引文書」に定める課金期間中に「IBM SaaS」で処理または管理される「支出」額をカバーするのに必要な「MSCU」の数に対応する十分な使用許諾を取得する必要があります。「IBM SaaS」の「100 万支出変換単位 (MSCU)」の使用許諾において、「支出」とは、カタログ外または接客以外のサービス (派遣労働、臨時労働、コンサルティング・サービス、法的サービス、マーケティング・サービス、IT サービス、印刷サービスおよび外部委託サービスを含みますがこれらに限られません。) の調達に対して支払った総額とします。

3. 料金および課金

3.1 課金オプション

「IBM SaaS」オファリングに対する料金は、「取引文書」に記載されます。「IBM SaaS」サブスクリプション料金の課金オプションは、以下のとおりです。

- a. 全額前払い
- b. 毎月払い(後払い)
- c. 毎四半期払い(前払い)
- d. 年払い(前払い)

選択した課金オプションは、「PoE」または「取引文書」に定める期間に対して有効です。請求サイクルに応じた支払額は、年間サブスクリプション料金および1年間の請求サイクル数を基本に計算されます。

3.2 1か月に満たない期間の料金

1か月に満たない期間の料金は、日割計算によりお客様に請求されます。「1か月に満たない期間の料金」は、IBMがお客様に対して「IBM SaaS」オファリングへのアクセスが可能になったことを通知した日から開始し、その月の残りの日数に基づき計算されます。

3.3 超過料金

「IBM SaaS」は利用された「100万支出変換単位」の額をモニターします。お客様の実際の利用が、お客様の「PoE」または「取引文書」で指定されている「100万支出変換単位」の許可された範囲を超える場合には、お客様は、「PoE」または「取引文書」に定める超過率に従い、かかる超過分を請求されます。

4. アカウントの作成およびアクセス

「IBM SaaS ユーザー」がアカウント(以下、「アカウント」といいます。)を登録する場合、IBMは「IBM SaaS ユーザー」に対し、「アカウント」のIDおよびパスワードを付与します。お客様は、「IBM SaaS ユーザー」が各自の「アカウント」情報を管理し、最新の情報を保つよう適切な措置を講じる責任を負うものとします。

お客様は、「IBM SaaS ユーザー」が各自の「アカウント」のIDおよびパスワードを保護し、「IBM SaaS ユーザー・アカウント」にアクセスできる者またはお客様に代わり「IBM SaaS」オファリングを利用できる者を管理するよう適切な措置を講じる責任を負うものとします。

5. 「サブスクリプション期間」の更新

5.1 「サブスクリプション期間」の自動更新

お客様の「PoE」が、サブスクリプションの更新について、自動更新と定めている場合、お客様は、有効期間満了日前までに書面による更新許可(例えば、注文書、注文レター、発注書)により、期間満了となる「IBM SaaS サブスクリプション期間」を「本契約」の条項に従って更新することができます。

IBMが有効期間満了日までにお客様から当該許可を受領していない場合、期間満了となる「IBM SaaS サブスクリプション期間」は、1年間または当該更新前の期間と同じ期間のいずれかの期間で自動的に更新されるものとします。ただし、IBMが、個々の状況に応じて、直接またはお客様のリセラー経由で、お客様が更新を希望しない旨の通知を有効期間満了日までには書面で受領した場合はこの限りではありません。それ以外の場合は、お客様は当該更新料金を支払うことに同意するものとします。

5.2 請求の継続

お客様の「PoE」が、サブスクリプションの更新について、「サブスクリプション期間」の終了以降にも継続的に請求されると定めている場合、お客様は引き続き「IBM SaaS」に対するアクセス権を有するものとし、「IBM SaaS」の利用に対して継続的に請求が行われます。「IBM SaaS」の利用を中断し、継続的な請求プロセスを停止するためには、お客様は、90日前までに、IBMに「IBM SaaS」の解約を要請する通知を書面で行わなければなりません。お客様の「IBM SaaS」へのアクセスの解約により、お客様には解約が効力を生じる月内の未処理のアクセス料金が請求されます。

5.3 必要なお客様の更新

お客様の「PoE」が、サブスクリプションの更新について、終了すると定めている場合、「IBM SaaS」オファリングは、初回の「サブスクリプション期間」の末日に更新されないものとします。お客様は、初回の「サブスクリプション期間」の終了後にも「IBM SaaS」の利用を継続するためには、「IBM SaaS」の新規のサブスクリプションを取得する必要があります。「IBM SaaS」の新規のサブスクリプションを取得する場合、IBM営業担当員またはお客様のリセラーにお問い合わせ下さい。

6. テクニカル・サポート

「サブスクリプション期間」中、「IBM SaaS」オファリングに対するテクニカル・サポートが提供されます。テクニカル・サポートは、「IBM SaaS」オファリングに含まれ、個別のオファリングとしては提供されません。

「テクニカル・サポート」の情報は、以下の Web サイトで閲覧可能です。<http://www-01.ibm.com/software/procurement-solutions/emptoris/support/>

電子メールおよび電話によるサポートへのアクセスについても、テクニカル・サポートの Web サイトに記載されています。

7. 「IBM SaaS」オファリングの追加条件

7.1 非生産稼働用 (Non-Production) に関する制限

「IBM SaaS」オファリングが「非生産稼働用」に指定されている場合、「IBM SaaS」オファリングは、お客様の非生産稼働活動の一環としてのみ、使用することができます。非生産稼働活動には、テスト、性能調整、故障診断、ベンチマーク、ステージング、品質保証活動または公開されたアプリケーション・プログラミング・インターフェースを使用する社内使用の「IBM SaaS」オファリングに対する追加もしくは拡張の開発が含まれますが、これらに限られません。お客様は、「IBM SaaS」オファリングのいかなる部分も、実稼働に関する適切な使用権を取得せずに、その他の目的で利用することはできません。

7.2 第三者の Web サイトおよびサービス

お客様または「IBM SaaS ユーザー」が「コンテンツ」を第三者の Web サイト、または「IBM SaaS」オファリングにリンクされたその他のサービスもしくは「IBM SaaS」オファリングからアクセス可能なその他のサービスに送信する場合、お客様および「IBM ユーザー」は「コンテンツ」の当該送信を可能にするすべての同意を IBM に提供するものとします。ただし、かかる相互作用は、お客様と第三者の Web サイトまたはサービスの間でのみ行われるものとします。IBM は、かかる第三者のサイトまたはサービスに対するいかなる保証または表明もせず、いかなる責任も負いません。

7.3 整合更新

「一般条件」のセクション 4 で定義された「更新」に関する条件にかかわらず、IBM とお客様は共同で、特定の重大な「更新」をインストールする時期を決定するものとします。

第 2 章 – 各国固有の条件

以下の条項は、第 1 章で示された条項に代わる、または第 1 章で示された条項を変更します。本章で変更のない限り、第 1 章の条項は何ら変更なく有効に存続するものとします。第 2 章は「ご利用条件」の変更から成り、以下で構成されます。

- アメリカ大陸の国々での変更
- アジア太平洋の国々での変更
- ヨーロッパ、中東およびアフリカの国々での変更

アメリカ大陸の国々での変更

ベリーズ、コスタリカ、ドミニカ共和国、エルサルバドル、ハイチ、ホンジュラス、グアテマラ、ニカラグアおよびパナマ

5.1 Automatic Renewal of a Subscription Period

The following replaces the paragraph that begins "IF IBM DOES NOT RECEIVE SUCH AUTHORIZATION BY THE EXPIRATION DATE":

IBM will renew, for an additional payment, the expiring IBM SaaS Subscription Period for either a one year term or the same duration as the original term, if IBM or Customer's reseller receives (1) Customer's order to renew (e.g., order form, order letter, purchase order) prior to the expiration of the current Subscription Period or (2) Customer's payment within 30 days of Customer's receipt of the IBM SaaS invoice for the next term.

アルゼンチン、ブラジル、チリ、コロンビア、エクアドル、メキシコ、ペルー、ウルグアイ、ベネズエラ

5.1 Automatic Renewal of a Subscription Period

Does not apply for Public Bodies who are subject to the applicable Public Sector Procurement Legislation.

ブラジル

5.1 Automatic Renewal of a Subscription Period

The following is added after the second paragraph:

The transaction document will describe the process of the written communication to Customer containing the applicable price and other information for the renewal period.

アメリカ合衆国

5.1 Automatic Renewal of a Subscription Period

The following sentence is added at the end of the paragraph that begins "IF IBM DOES NOT RECEIVE SUCH AUTHORIZATION BY THE EXPIRATION DATE" in 5.1 Automatic Renewal of a Subscription Period:

CUSTOMER MAY TERMINATE THE IBM SaaS AT ANY TIME AFTER THE END OF THE INITIAL SUBSCRIPTION PERIOD ON ONE MONTH'S WRITTEN NOTICE, EITHER DIRECTLY TO IBM OR THROUGH CUSTOMER'S IBM RESELLER, AS APPLICABLE, IF IBM HAS NOT RECEIVED CUSTOMER'S WRITTEN AUTHORIZATION (e.g., order form, order letter, purchase order) TO RENEW CUSTOMER'S EXPIRING IBM SaaS SUBSCRIPTION PERIOD. IN SUCH EVENT, CUSTOMER MAY OBTAIN A PRORATED REFUND.

アジア太平洋の国々での変更

バングラデシュ、ブータンおよびネパール

5.1 Automatic Renewal of a Subscription Period

The following replaces the paragraph that begins "IF IBM DOES NOT RECEIVE SUCH AUTHORIZATION BY THE EXPIRATION DATE" in 5.1 Automatic Renewal of a Subscription Period:

IBM will renew, for an additional payment, the expiring IBM SaaS Subscription Period for either a one year term or the same duration as the original term, if IBM or Customer's reseller receives (1) Customer's order to renew (e.g., order form, order letter, purchase order) prior to the expiration of the current Subscription Period or (2) Customer's payment within 30 days of Customer's receipt of the IBM SaaS invoice for the next term.

ヨーロッパ、中東およびアフリカ (EMEA) の国々での変更

バーレーン、クウェート、オマーン、カタール、サウジアラビアおよびアラブ首長国連邦

5.1 Automatic Renewal of a Subscription Period

The following replaces the paragraph that begins "IF IBM DOES NOT RECEIVE SUCH AUTHORIZATION BY THE EXPIRATION DATE" in 5.1 Automatic Renewal of a Subscription Period:

IBM will renew, for an additional payment, the expiring IBM SaaS Subscription Period for either a one year term or the same duration as the original term, if IBM or Customer's reseller receives (1) Customer's order to renew (e.g., order form, order letter, purchase order) prior to the expiration of the current Subscription Period or (2) Customer's payment within 30 days of Customer's receipt of the IBM SaaS invoice for the next term.

別紙 A

1. 機能およびコンポーネント

Services Procurement on Cloud は、組織のユーザーがサプライヤー・コミュニティと連携して、サービスの調達に関するユーザーの要求および提案のプロセスを管理し、予算を追跡し、コスト・センターに予算を割り当てる作業指示プロセスを管理し、これらのサービスを受領証およびタイムシートにより追跡し、ならびにかかるサービスに対する支払いの請求書を受領および承認するためのプラットフォームを提供します。ワークフローおよび注文管理機能により、ユーザーは料率、支出、労働法および組織のポリシーに対する組織全体の遵守状況を追跡し、これを維持することができます。

2. IBM Emptoris Services Procurement on Cloud

「基本契約書」 – ユーザーが、料金表および支払金を含むアプリケーション内に「基本契約書」をセットアップすることを可能にします。その後、「支出」をこれらの条件に照らして追跡でき、契約が適用される組織およびカテゴリー全体で契約遵守を徹底させることができます。

「プロジェクト」 プロジェクト管理機能により、ユーザーはプロジェクトを追跡し、プロジェクトにリソースを割り当てることができます。ユーザーは、単一のプロジェクトに関連する複数の注文および要求の全体的な状況と予算に及ぼす影響を監視することができます。

「要求」 – 要求および提案管理モジュールにより、ユーザーは要求を自らのサプライヤー・コミュニティに公開し、対応する提案を受領することができます。これにより、ユーザーは、派遣労働または納入ベースのサービスの調達に関する複数の選択肢を比較できるようになります。承認およびソーシングのルール機能により、公開されたすべての要求が組織の調達ポリシーに合致するよう徹底します。

「注文」 – 注文管理機能は、承認ワークフローと連動して、納入ベースまたは派遣労働ベースでの調達を支援します。これによりユーザーは、優先サプライヤーと直接、または選択された提案を介した競争により、供給できる単純な注文または一括注文を管理できるようになります。注文変更機能により、予算、仕様または注文範囲を変更できます。

「時間および経費」 – 派遣労働者が、契約料率に照らして追跡する時間および費用を入力できる機能です。

「請求書」 – サプライヤーが提供したサービスのうち請求対象かつ未払いのすべての料金ならびに適用される税金について、請求書の作成および承認が可能です。

「サプライヤー」 – サプライヤーを管理し、サプライヤーの能力と情報を維持することが可能です。

「システム管理」 – 異なるプロセス・フローを有効にするために、テンプレート、承認ルール、組織のポリシー、セキュリティ、役割ベースの許可およびシステム構成の管理を支援する管理モジュールです。

「セキュリティ」 – ユーザーによるアクセスおよび可視性を制限するため、役割ベースのセキュリティを使用します。